

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」進捗管理シート(内閣官房/内閣府)			
対策の柱立て(大区分)	Ⅱ. 成長による富の創出	担当部局	PFI法改正法案準備室
対策の柱立て(中区分)	1. 民間投資の喚起による成長力強化		民間資金等活用事業推進室
対策の柱立て(小区分①)	(3)国際競争力強化等に資するインフラ整備等	担当課	
対策の柱立て(小区分②)			
対策における施策の名称	PFIの推進による民間資金を活用したインフラ整備:「民間資金等活用事業推進機構」の創設、管理者が異なる複数施設に係るPFIの推進		
(事業名)	新たな事業モデルによるPFIの推進	新規/既存	■新規 □既存
平成24年度補正予算額	-	一般会計/特別会計 (特会の場合には名称も記載)	-
事業の内容 (予算については、 予算の使途及び 予算を交付等する対象者 を明記)	<p>【民間資金等活用事業推進機構の創設】 ・利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、国の資金を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、我が国の成長力強化を図る。</p> <p>【管理者が異なる複数施設に係るPFIの推進】 ・複数の施設を束ねてPFI事業の対象とすることにより、効率的な整備・運営等の実施を推進する。</p>		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> 貸付金 <input type="checkbox"/> その他()		
アウトプット指標(進捗指標)	<p>(アウトプット指標による目標)</p> <p>【民間資金等活用事業推進機構の創設】 ・平成24年度中に提出した改正法案の成立後、官民連携によるインフラファンドの機能を担う(株)民間資金等活用事業推進機構を創設。国が機構に100億円出資し、利用料金収入で費用を回収する方式(独立採算型)のPFI事業を推進する。 ・また、各地で事業化の可能性が検討されている、コンセッション方式等を活用した大規模な独立採算型PFI事業について、その検討段階から調整を円滑に行うことが可能な体制を構築する。</p> <p>【管理者が異なる複数施設に係るPFIの推進】 ・管理者が異なる複数施設に係るPFIの推進について、先進事例の紹介等により、PFI事業の実施を推進する。</p>		
アウトカム指標(効果指標)	<p>(アウトカム指標による目標)</p> <p>【民間資金等活用事業推進機構の創設】 ・機構の金融支援により、利用料金収入で費用を回収するPFI事業が大幅に増加し、機構は、250億円程度(過去の独立採算型PFI事業規模の2倍程度)の事業に対し、その事業費の約3割をメザンファイナンスとして支援することを想定しており、これを呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起する。</p> <p>【管理者が異なる複数施設に係るPFIの推進】 管理者が異なる複数施設に係るPFIの推進:管理者が異なる複数施設に係るPFI事業の案件形成を促進することにより、PFI事業の件数を増加させる(今後、3年間で6件程度)。</p>		
事業の進捗状況 予算の執行状況 (進捗実績、 今後のスケジュール)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【民間資金等活用事業推進機構の創設】</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>【管理者が異なる複数施設に係るPFIの推進】</p> </div> </div> <p>※本機構設立に向けた法案: 国会提出(3月1日)、衆・本会議において可決(5月21日)、参・内閣委員会において可決(5月30日) ※民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案: 国会提出(4月5日)、衆・本会議において可決(5月28日) ※運営権制度活用のためのガイドラインについて: パブリックコメントを実施(4月11日~4月17日)、民間資金等活用事業推進会議決定予定(6月上旬)</p>		
執行早期化のために 講じている工夫	<p>・民間資金等活用事業推進機構の創設:民間資金等活用事業推進機構を創設するためのPFI法改正法案を今国会に提出しており、その早期成立に向けて努力しているところ。</p>		
事業に関するURL (事業実施場所、補助先等)			